

おひさ かわら版

No.136
平成29年12月

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021
酒田市旭新町8-32

TEL 0234-23-0866
FAX 0234-23-0890



12月の予定

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 源泉徴収税 住民税	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 天皇誕生日
24	25	26	27	28	29	30
31 社会保険料	1 元旦	2	3	4 社会保険料 納付期限 国民健康保険税	5	6

平成30年(2018年)から変わります

「配偶者控除及」び「配偶者特別控除」の見直し

《平成29年度税制改正》

*配偶者控除【平成30年(2018年)1月1日～】

これまでの「配偶者控除」の対象配偶者となる要件に加え、夫の年収が増えるとともに控除額が減少するようになり1,220万円を超えると控除額がゼロになります。

*配偶者特別控除【平成30年(2018年)1月1日～】

配偶者特別控除が適用される妻の年収が141万円～201万円までに適用範囲が拡大されます

介護保険法 《平成29年5月に改正介護保険法が成立》

*新たに「共生型サービス」の位置づけ【平成30年(2018年)4月～】

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉の両制度に新しく「共生型サービス」が位置づけられます。

*3割負担の導入【平成30年(2018年)8月～】

一部のサービス利用者の自己負担額が2割から3割に引き上げられます。ただし、負担上限は月額44,000円と設定されています。

*福祉用具貸与価格の見直し【平成30年(2018年)10月～】

業者によって価格に差が生じているのを、貸与価格の見直しや国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表することで、適正な価格でサービスが受けられるようになります。

◆ 12月10日(納付期限 12月11日)

- ・源泉所得税、住民税特別徴収税納付

11月分

◆ 12月31日(納付期限 1月4日)

- ・社会保険料の納付(健保・厚生年金) 11月分

◆ 1月4日

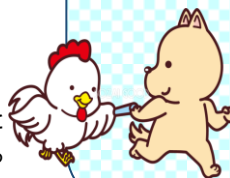
- ・社会保険料の納付期限
- ・国民健康保険税納付 第6期

= 年末・年始の休業 =

当事務所の年末年始は

12月29日から1月4日まで休業

させていただきます。



本年のご愛顧誠に有難うございました。良い年をお迎えくださいます様心よりお祈り申し上げます。